

## 1 はじめに

- 気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月に、道は「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明。
- 再生可能エネルギーと森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める。
- そして、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「**ゼロカーボン北海道**」を実現。

## 2 本計画の位置付けと期間

- 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」など
- 2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで

## 3 気候変動の影響

- 大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、世界中で地球温暖化が進行しており、今後道民のくらしや産業などにさらに大きな影響を及ぼすと考えられる。

## 4 世界と日本の削減目標

- パリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを明記。
- 2020年10月、総理大臣が「2050年までに脱炭素社会の実現を目指す」と宣言。

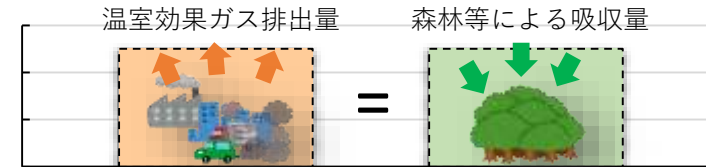
## 5 北海道の地球温暖化に係る現状

- 積雪寒冷、広域分散型の地域特性により、一人当たりの排出量は全国の約1.3倍。
- 一方、多様なエネルギー源が豊富に賦存し、再生可能エネルギーの活用に向けては全国随一の可能性があり、全国の22%を占める森林など、二酸化炭素を吸収・固定する働きを担う豊かな自然が広がっている。

## 6 北海道の削減目標

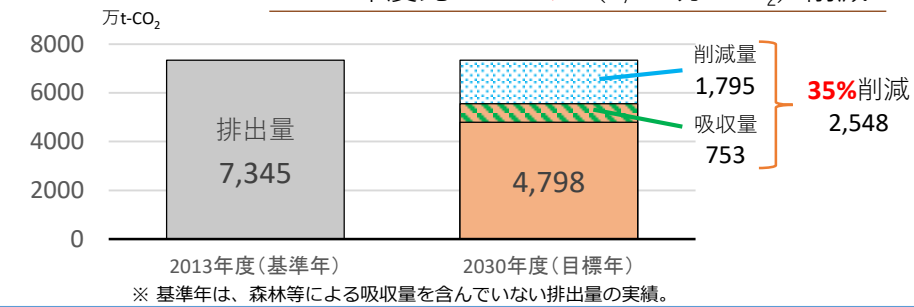
### 目指す姿（長期目標）

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「**ゼロカーボン北海道**」の実現



### 中期目標（2030年度）

2013年度比で**35%**（2,548万t-CO<sub>2</sub>）削減



## 7 温室効果ガス排出抑制等の対策施策

### 取組の基本方策

- 豊富な再生可能エネルギーなど本道の地域資源を最大限活用した「地域循環共生圏」の創造
- 環境と経済が好循環するグリーン社会の構築
- 人口減少がもたらす諸課題の解決に繋がる地域経済・社会の活性化
- 災害に対するレジリエンス強化
- 健康で快適な暮らしの実現

これらの同時達成を目指し、**あらゆる施策・計画に脱炭素の観点を組み込み**、脱炭素化を促進。

### 重点的に進める取組

#### 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

- 道が牽引するゼロカーボン北海道
- 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- あらゆる社会システムの脱炭素化
- 環境と経済の好循環
- 革新的なイノベーションによる創造
- 持続可能な資源利用の推進

#### 再生可能エネルギーの最大限の活用

- 地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開
- ポテンシャルの最大限の活用に向けた関係産業の振興

#### 森林等の二酸化炭素吸収源の確保

- 森林吸収源対策
- 農地土壌対策
- 都市緑化の推進
- 自然環境の保全

補助指標：ゼロカーボンシティ表明市町村数、省エネに係るエネルギー原単位、森林経営計画の認定率、バイオマスエネルギー利用量 など

### ゼロカーボン北海道の実現へのキーワードは、3つの「C」



## 8 2050年のゼロカーボン北海道のイメージ

### 2050年までのゼロカーボン北海道の達成

- 再生可能エネルギーと吸収源の最大限の活用
- 地域循環共生圏の創造による環境・経済・社会の統合的な向上
- イノベーションによる社会システムの脱炭素化
- くらしの快適性・健康性の向上、防災・減災性能の向上
- 真に豊かで誇りを持てる社会を次の世代へ

全道でのFCV、FCバス等の導入 水素サプライチェーンの広域展開 極限まで省エネルギーを進めた設備・機器市場の確立

水素ステーションの全道展開 新たな技術の普及 2035年までに乗用車新車販売で電動車100% 革新的なイノベーションの推進

### 2030年度 削減目標の達成

- 本計画に基づく対策・施策の着実な推進
- 長期的な視点を持った効果的な対策・施策のさらなる導入・展開

2021年

2050年

2040年

2030年



## 9 計画の推進体制等

- 幅広い関係者との連携・協働  
産業、経済、金融などの関係団体等と協議する場の設置などにより、意識の共有や積極的な姿勢の醸成を図り、主体的な取組の促進と新たな連携・協働を生み出す。
- 庁内の推進体制  
知事をトップとする部局横断組織により、庁内の連携及び施策の調整を図り、気候変動に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
- 計画の進捗評価  
定期的に「北海道環境審議会」による評価を受け、その結果を公表するとともに、施策の見直し等に活用。
- 計画の見直し  
概ね5年後に点検を行うほか、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直し。